

千行発第 379 号
令和 7 年 1 月 15 日

茨城県行政書士会
会長 古川 正美 様

千葉県行政書士会
会長 関谷 一和



産業廃棄物収集運搬業・処分業等に係る 許可申請手数料の電子納付化の開始について

標記の産業廃棄物収集運搬業・処分業許可申請について「ちば電子申請サービス」を用いた申請及び申請手数料の納付に移行することになりました。

これに伴い、従来の申請方法及び申請手数料の納付方法が下記の通り変更となりますので、貴会会員等へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 手続き方法

手続きの詳細は別紙ご確認ください。

2. 利用開始日

令和 7 年 1 月 6 日（月）から。

※令和 7 年 3 月末日までは、従来の申請方法及び申請手数料の納付が可能ですが、同年 4 月 1 日からは、千葉県収入証紙による受付を停止し、原則電子納付のみの取扱いとなります。

以上